

新築・増築・取壊された方へ 家屋調査にご協力ください

家屋を新築または増築した場合、固定資産税の課税根拠となる評価額を算出するため、家屋の調査が必要となります。

調査については、税務課職員が事前連絡のうえ、ご都合の良い日時にお伺いする予定ですが、都合上、事前連絡なしにお伺いする場合があります。家屋調査のご理解とご協力をお願いします。

【調査内容】

間取りや仕上げ材料などを確認するため、各部屋を拝見させていただきます。図面などをお借りすることもあります。

また、すでに家屋課税台帳に登載の建物についても、登載事項の変更がないか現況調査を行います。

◆家屋を取り壊された場合◆

その年度の固定資産税は、1月1日現在の家屋所有者に課税され、翌年度からは課税されません。お手数ですが、年内に市税務課まで取り壊しの届出をお願いします。

※登記をされている建物を取り壊された場合は、法務局への滅失登記も忘れずをお願いします。

土地の用途を変更された時 届出をお願いします！

土地の利用方法を変更された場合などには、課税額が変更になることがあります。土地の用途を変更された方は、市税務課固定資産税担当までご連絡ください。

【例えばこのような場合】

- ▼ 住宅用地の変更（隣接地の買い足しなど）
- ▼ 住宅用地以外の土地を住宅用地に変更（土地・家屋の用途変更など）
- ▼ 住宅用地の全部または一部をそれ以外の用途に変更（店舗・駐車場・住宅の取り壊しなど）

◆農地をお持ちの方へ◆

農地を農地以外の用途に使用したり、農地法に基づいて農地の転用（許可・届出）をした場合などは、翌年度から宅地並評価となる場合があります。



詳しくは、市税務課固定資産税担当（市役所1階 TEL 32・2115 / FAX 33・3401）まで。

市税などの支払いは 便利な口座振替で！

【お問い合わせ先】

市税務課納税担当（市役所1階）
TEL 32・3928 / FAX 33・3401



口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、預貯金通帳、印鑑（通帳届出印・納税義務者印）、納税通知書（納付書）を持参し、口座振替される金融機関へご提出ください。

なお、小松島市外の金融機関で申し込みされる場合は、口座振替依頼書を税務課までご請求ください。

新規加入優待制度

口座振替制度に新規加入された方には、市指定のごみ袋と交換できる引換券を後日お送りします。※介護保険料、後期高齢者医療保険料は対象外。

口座振替できるもの

- 軽自動車税 ● 固定資産税
- 市県民税 ● 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料 ● 介護保険料

口座振替を利用できる金融機関

- 阿波銀行 ● 四国銀行 ● 徳島銀行
- 高知銀行 ● 香川銀行 ● 徳島信用金庫
- 四国労働金庫 ● 東とくしま農業協同組合
- 徳島信用漁業協同組合連合会
- ゆうちょ銀行（郵便局）